

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第17号

天理市保育の利用に関する規則の一部を改正する規則

天理市保育の利用に関する規則（平成27年 3 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「号外」を削り、「副食費」を「給食費」に改める。

第 9 条の見出し中「副食費」を「給食費」に改め、同条第 1 項中「限る」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「副食費」を「給食費」に、「月額」を「副食費月額」に改め、同条第 2 項中「副食費は」を「第 1 項に規定する給食費は」に、「保護者等」を「保護者」に、「副食費を」を「給食費を」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる満 3 歳以上保育認定子どもについては、副食費を徴収しない。

(1) 生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（扶養義務者については、主としてその収入によって当該世帯の生計を維持している場合に限る。）の全ての者の市町村民税所得割合算額が57,700円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては77,101円）未満である満 3 歳以上保育認定子ども

(2) 令第13条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合の当該負担額算定基準子どものうち、最年長者及び 2 番目の年長者以外の満 3 歳以上保育認定子ども

第 9 条に次の 1 項を加える。

4 特定保育施設に勤務する職員が給食の提供を受ける場合の月額の給食費の額については、天理市立こども園条例施行規則（平成23年12月天理市規則第 21号）第10条第 4 項の規定を準用する。この場合において、同項中「こども園」とあるのは「特定保育施設」と読み替えるものとする。

第10条（見出しを含む。）中「副食費」を「給食費」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の天理市保育の利用に関する規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に提供を受けた給食に係る給食費から適用し、同日前に提供を受けた給食に係る給食費及び副食費については、なお従前の例による。